

## 鳥取市長期優良住宅建築等計画認定実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び審査に関して必要な事項を定める。

### (申請図書)

第2条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第2条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 申請書の副本及び添付図書

(2) 登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づく住宅性能評価を受けた場合にあっては、設計住宅性能評価書の写し（ただし、新築に係る認定を申請する場合に限る。）及び評価書により当該基準に適合していることが確認できない場合にあっては、当該基準に適合する措置が講じられている旨を説明した図書

(4) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し

(5) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し

(6) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書

(7) 新築時に長期優良住宅の認定を受けた住宅で、その認定を取消し、増築又は改築に係る長期優良住宅の認定を申請する場合にあっては、認定取消通知書の写し

(8) 第3条に規定する地区計画が定められている区域内にあっては、申請建築物が当該地区計画（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合していることが明示された図書

2 前項第2号の適合証を添付する場合には、前項第1号に掲げる図書の提出を要さない。

3 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもって第1項第6号の図書に代えることができる。

4 申請建築物が当該地区計画に適合する旨の証明書が交付されている場合には、その写しをもって第1項第8号の図書に代えることができる。

5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとする。ことにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない図書とする。

(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(認定基準等)

第3条 法第6条第1項第3号に規定する「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」を判断するための基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち、建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途及び形態意匠についての制限に限る。）に適合しない場合は原則として認定しない。

2 申請建築物が景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定する景観計画に適合しない場合は原則として認定しない。

3 次に掲げる住宅の建築制限のある区域内にあつては原則として認定しない。ただし、申請建築物が市街地開発事業の施行区域内における施設建築物である建築物及び区画整理地内の除却が不要な建築物である等長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りではない。

(1) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

(2) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

附則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。